

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第27回「外国人の人権問題について」

国際化が進む社会情勢の中で、本県においても多くの国々との交流が進んでおり、日常生活において外国人と接する機会が増えています。

しかしながら、諸外国やそこに暮らす人たちに対する私たちの理解と認識は、必ずしも十分とは言えない面があり、日常生活の中で、外国人に対して人種や民族、生活習慣、宗教の違いなどに起因するさまざまな差別や偏見が生ずることがあります。

例えば、外国人であることを理由にアパートへの入居を拒否される、思うような仕事に就業できない等といった事案が生じています。

平成28（2016）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されましたが、最近では、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ロシア人への誹謗中傷が起こっています。そうした特定の種族や民族への差別を煽るヘイトスピーチは、現在、大きな社会問題となっています。「ヘイトスピーチ解消法」では、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められています。

みなさんも業務上やプライベートなどで、外国人の方と触れ合う場面がある方もおられると思います。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、諸外国の文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。